

別表第1（第33条関係）

		保育の必要性に係る認定事由		基本点数	保育の必要量	必要書類	
1	就労	居宅外労働	週5日以上	1日平均8時間以上	100(85)	保育標準時間	就労証明書
				1日平均6時間以上 8時間未満	75(60)	保育標準時間	
				1日平均4時間以上 6時間未満	50(35)	保育標準時間・保育短時間	
			週4日	1日平均8時間以上	80(65)	保育標準時間	
				1日平均6時間以上 8時間未満	60(45)	保育標準時間・保育短時間	
				1日平均4時間以上 6時間未満	40(25)	保育短時間	
			週3日	1日平均8時間以上	60(45)	保育短時間	
				1日平均6時間以上 8時間未満	45(30)	保育短時間	
				その他	40(25)	保育短時間	
		週2日	1日平均8時間以上	30(25)	保育短時間		
		居宅内労働	週5日以上	1日平均8時間以上	90(75)	保育標準時間	
				1日平均6時間以上 8時間未満	70(55)	保育標準時間	
				1日平均4時間以上 6時間未満	45(30)	保育標準時間・保育短時間	
			週4日	1日平均8時間以上	70(55)	保育標準時間	
1日平均6時間以上 8時間未満	55(40)			保育標準時間・保育短時間			
1日平均4時間以上 6時間未満	35(20)			保育短時間			

				週3日	1日平均8時間以上	55(40)	保育短時間	
				週3日	1日平均6時間以上 8時間未満	40(25)	保育短時間	
		内職		週3日	1日平均6時間以上 8時間未満	35(20)	保育短時間	
2	妊娠、出産				出産予定日の前後各 8週間以内	70	保育標準時間・保育 短時間	母子手帳
3	保護者の 疾病、障害	疾病・ 負傷	入院等	入院（入所）16日以上（保育期間は、1年以内の必要な期間とする）	100	保育標準時間	診断書	
			入院外	保育が非常に困難で、常時（週5日以上）援助を必要とする。（保育期間は、1年以内の必要な期間とする）	80	保育標準時間		
			入院外	保育が困難で、頻繁（週3日程度）に援助を必要とする。（保育期間は、1年以内の必要な期間とする）	60	保育標準時間・保育 短時間		
		障害 手帳所持者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A、交付を受けている等、保育が常時困難	80	保育標準時間・保育 短時間	障害者手帳又は診断書		

				身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B、の交付を受けている等、保育が著しく困難	60	保育標準時間・保育短時間	
				身体障害者手帳 4 級の交付を受けている等、保育が困難	40	保育標準時間・保育短時間	
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	週 5 日以上		身の回りのことはほとんどできない（要介護度 5）	90	保育標準時間・保育短時間	介護保険被保険者証又は診断書
				日常生活に著しい制限を受け、常時援助が必要（要介護度 4）	70	保育標準時間・保育短時間	
				日常生活に著しい制限を受け、頻繁に援助が必要（要介護度 3）	55	保育標準時間・保育短時間	
		週 4 日程度		日常生活、社会生活に一定の制限を受ける（要介護度 2）	35	保育標準時間・保育短時間	
5	災害復旧			本人被災	1,000	保育標準時間・保育短時間	罹災証明書等
				親族（6 親等内血族、3 親等内姻族）被災	100	保育標準時間・保育短時間	
6	求職活動				25	保育短時間	
7	就学	通学	週 5 日以上	1 日平均 8 時間以上	100(85)	保育標準時間	就学証明書、履修時間等の確
				1 日平均 6 時間以上	75(60)	保育標準時間	

				8時間未満			認ができる書 類				
				1日平均4時間以上 6時間未満	50(35)	保育標準時間・保育 短時間					
				週4日	1日平均8時間以上	80(65)		保育標準時間			
					1日平均6時間以上 8時間未満	60(45)		保育標準時間・保育 短時間			
					1日平均4時間以上 6時間未満	40(25)		保育短時間			
				週3日	1日平均8時間以上	60(45)		保育短時間			
					1日平均6時間以上 8時間未満	45(30)		保育短時間			
				その他	週3日	その他		40(25)	保育短時間		
				8	虐待やDVのおそれがあること			100	保育標準時間・保育 短時間		
				9	育児休業取得時に、既に保育を利用している 子どもがいて継続利用が必要であること			100	保育標準時間・保育 短時間		
10	その他、上記に類する状態として市が認める 場合			20~100	保育標準時間・保育 短時間						

備考

- 1 認定事由が就労又は就学で内定の場合の基本点数は、括弧書きの点数とする。
- 2 利用調整時点において就労又は就学の事実が確認できない場合は、内定扱いとする。
- 3 認定事由が就労又は就学の場合の時間数は、休憩時間を含むものとする。
- 4 保護者（父母。ただし、父母がいない場合は、その他の保護者とする。）それぞれの基本点数の合算を、申請に係る小学校就学前子どもの基本点数とする。
- 5 保護者が複数の認定事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の認定事由とする。

別表第2（第33条関係）

	保育の必要性に係る優先事由	調整点数	必要書類
1	ひとり親家庭	100	

2	生活保護世帯	5	
3	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	10	
4	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	25	
5	子どもが障害を有する場合	10	
6	育児休業明け	25	
7	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	50	
8	家庭的保育事業等の卒園児	連携施設の利用を希望する場合	100
		その他	50
9	その他、 市が定める事由	転園（転居又は転職により送迎の利便性が向上する場合）	10
		転園（兄弟姉妹が在園している保育園への転園希望の場合）	10
		認定こども園において、幼稚園部を利用している教育・保育給付認定子どもが、同一園の保育所部の利用を希望する場合（1号→2号）	10
		保育料の未納がない、または保育料の未納はあるが、納付相談に応じ、また納付誓約を履行している場合	20
		産後休暇明け	25
		20歳以上65歳未満で保育可能な同居の親族がいない場合	20
		家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）に移行した認可外保育施設に入所している児童が当該家庭的保育事業等の利用を希望する場合	500
幼稚園教諭、保育教諭、保育士及び放課後児童クラブの指導員等である場合	200		

備考

- 1 保護者（父母。ただし、父母がいない場合は、その他の保護者とする。）が複数の優先事由に該当する場合は、各々の調整点数を合算する。

- 2 連携施設は、当該家庭的保育事業等を行う者等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）と市内の保育所、幼稚園又は認定こども園との間において卒園児の受け皿としての支援を協定書に明記しているものに限る。

別表第3（第33条関係）

	順位
1	基本点数が高い世帯
2	保育必要量が保育標準時間である世帯
3	当該施設又は事業所の希望順位が高い世帯
4	養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯
5	前年度市町村民税所得割課税額が低い世帯
6	利用申込児童の生年月日からの経過期間が短い世帯